

◎新潟県告示第416号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称  
東京都江東区豊洲二丁目2番31号  
三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで